

尼崎市立学校用務員業務委託に係る公募型プロポーザル募集要項等に関する質問及び回答

No	質問項目	質問内容 (原文まま)	回答
1	尼崎市立学校用務員業務委託基本仕様書 P2	業務を実施する日の対象年間日数を教示願います。	業務実施対象日数は以下のとおりです。 令和7年度:242日 令和8年度:241日 令和9年度:243日
2	尼崎市立学校用務員業務委託基本仕様書 P2	業務内容は「学校用務員業務 業務内容一覧」に基づいて行うこととなっているが、業務内容が多岐にわたり対象業務が多数あるため用務員1名で対応出来ないことが想定されるが、用務員1名が各学校と協議の上、優先対象業務を選別し実施することは可能かどうか	各学校との協議の中で業務頻度の調整は可能ですが、「学校用務員業務 業務内容一覧」に記載の業務を行うことができる体制を構築いただくこととなります。
3	尼崎市立学校用務員業務委託基本仕様書 P3	業務の履行にあたり、用務員の車両通勤、巡回指導員の車両通勤は可能かどうか	各社の規定に基づく方法での通勤で構いませんが、自動車通勤する場合の駐車場は各校にありません。
4	尼崎市立学校用務員業務委託基本仕様書 P3	用務員は給食の利用、支給はあるかどうか また控室には、冷蔵庫、冷暖房器具等の備品はあるかどうか、ない場合は受託者支給負担かどうか	各校でお申し込みいただければ給食の利用は可能です。ただし、学校給食費の納付は必要となります。 また、基本的に控室には冷蔵庫・冷暖房器具が設置されています。
5	尼崎市立学校用務員業務委託基本仕様書 P5	受託者負担となる業務上必要な機材、消耗品等の対象範囲は？ また学校の常備品の具体的消耗品は何があるか教示願います。	「尼崎市立学校用務員業務委託基本仕様書 P5(5)アのただし書き、イ及びウ」に定める費用以外のものが受託者負担となります。 なお、学校に常備されている消耗品については、各校によってさまざまであるため明示することは困難ですが、「尼崎市立学校用務員業務委託基本仕様書 P5(5)イ」に記載の消耗品は常備されています。
6	別紙 学校用務員業務 業務内容一覧	環境整備業務における清掃用具、漂白剤の負担区分は？ 清掃用掃除機は学校常備品を使用可能かどうか 落ち葉、桜葉の清掃用具の負担区分は？ U字溝、集水樹の土砂等を除去する用具は学校にあるかどうか？	原則は受託者負担ですが、各学校に常備品がある場合は各学校と協議のうえ使用いただくことも可能です。 また、床ワックス塗布の対象となる面積は、「尼崎市立学校用務員業務委託基本仕様書」の「3 履行場所」に記載の敷地面積となります。
7	別紙 学校用務員業務 業務内容一覧	日常清掃・定期清掃を行うために受託者にて支給すべき資器材・消耗品の範囲は？	
8	別紙 学校用務員業務 業務内容一覧	床ワックスの塗布における電気ポリッシャー、バキューム等の清掃資器材は各学校の常備品があるかどうか ワックス塗布のワックスの負担は受託者負担かどうか？ また床ワックス塗布の対象となる各学校にける作業面積は？	

No	質問項目	質問内容 (原文まま)	回答
9	別紙 学校用務員業務 業務内容一覧	高さ2mを超える箇所の窓ガラス清掃、樹木剪定、樹木害虫駆除は別途発注作業かどうか	高さ2mを超える箇所の作業が必要な場合、原則学校長または教頭へ報告するよう規定していますが、労働安全衛生法令に定める墜落防止措置等を講じることができる場合は、学校と協議のうえ実施いただくことも可能です。
10	別紙 学校用務員業務 業務内容一覧	樹木害虫駆除における薬剤・薬剤散布機材は受託者負担かどうか	原則は受託者負担ですが、各学校に常備品がある場合は各学校と協議のうえ使用いただくことも可能です。
11	別紙 学校用務員業務 業務内容一覧	管理修繕保守業務において電気用具の故障・交換は電気事業法上の有資格者が行うべき範囲は対象外でよいかどうか	お見込みのとおりです。
12	別紙 学校用務員業務 業務内容一覧	管理修繕保守業務においてペンキ塗装のペンキ及び塗装用具は受託者負担かどうか、その場合負担限度はあるかどうか	原則は受託者負担ですが、各学校に常備品がある場合は各学校と協議のうえ使用いただくことも可能です。なお、負担限度については定めていませんが、各学校と協議のうえ実施いただくことを想定しています。
13	別紙 学校用務員業務 業務内容一覧	安全衛生法上における免許、特別講習を必要とする作業範囲は用務員業務対象外との理解でよいか	お見込みのとおりです。
14	別紙 学校用務員業務 業務内容一覧	学校休業期間中、1校の常駐用務員のみで対応できない業務の場合に、他校の用務員が応援作業として応援作業をすることは可能かどうか(各学校長との協議許可の場合)	差し支えありません。

No	質問項目	質問内容 (原文まま)	回答
15	募集要項全般	令和7年度までの用務員業務の発注契約実績、受託業者があれば具体的に教示願います。	<p>契約実績は以下のとおりです。</p> <p>【令和6年度】 契約金額:124,410,000円 委託校数:13校(うち小学校6校、中学校6校、特別支援学校1校) 契約業者:株式会社リンレイサービス 大阪支店</p> <p>【令和5年度】 契約金額:124,410,000円 委託校数:13校(うち小学校6校、中学校6校、特別支援学校1校) 契約業者:株式会社リンレイサービス 大阪支店</p> <p>【令和4年度】 契約金額:124,410,000円 委託校数:13校(うち小学校6校、中学校6校、特別支援学校1校) 契約業者:株式会社リンレイサービス 大阪支店</p> <p>【令和3年度】 契約金額:124,429,690円 委託校数:13校(うち小学校6校、中学校6校、特別支援学校1校) 契約業者:株式会社リンレイサービス</p> <p>【令和2年度】 契約金額:29,540,000円 委託校数:3校(うち小学校2校、中学校1校) 契約業者:株式会社リンレイサービス</p> <p>【令和元年度(令和元年8月1日から令和2年3月31日まで)】 契約金額:19,604,000円 委託校数:3校(うち小学校2校、中学校1校) 契約業者:株式会社リンレイサービス</p>
16	募集要項全般	現状の各学校における用務員担当者の所属が公務員の場合はありますか？	<p>令和7年度から令和9年度における委託対象校のうち、現時点で用務員業務を市職員が行っている学校数は以下のとおりです。</p> <p>令和7年度:6校 令和8年度:3校 令和9年度:7校</p>
17	募集要項全般	業務委託契約ですが、各学校担当者からの業務指示、業務調整は直接各学校担当用務員と行うことはありますか	<p>仕様書6(3)イに記載のとおり、学校(校長又は教頭)と現場における受託者の代理人を兼ねる業務責任者として連絡調整を行うため、各学校担当者から各学校担当用務員に対する直接の業務指示等はありません。</p>